

## 養豚農場へ出入りする際の 衛生措置徹底をお願いします

### 畜産関係者の方へ

豚コレラウイルスの持込み・持出しを防ぐため、下記についてより一層徹底頂きますよう、ご協力をお願いいたします。なお、実施する衛生対策につきましては必ず農場ごとのルールに従って確実に実施していただきますようよろしくお願いいたします。

- 車両・輸送容器の消毒
- 農場専用服への更衣、専用長靴への履き替え
- 履物・手指の消毒等

### 養豚農家の方へ

衛生対策に関するルールの詳細は農場毎で異なるかと思いますので、自農場の衛生ルールを順守していただくため、外来者にもわかるように掲示等していただくとより確実な履行につながります。

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp

**T E L : 0577-33-1111 (内線402)**

F A X : 0577-32-9019

○各務原市で発生した豚コレラについて防疫措置完了後28日が経過しましたので移動制限区域が解除されるとともに、以下の消毒ポイントが閉鎖されました。

## 1. 各務原浄化センター 各務原市前渡西町1521



○愛知県の養豚場において、死亡豚を農場内で焼却していた事例が確認されました。

万が一豚コレラであった場合、発見が遅れ感染拡大につながるとともに、死体を適切に処理しない場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に抵触する恐れがあります。

異常が認められた場合は速やかに家畜保健衛生所に通報していただくとともに、死体の適切な処理をお願いいたします。